

有害図書類及び有害がん具類等の区分陳列等に係る行政指導指針

(目的)

第1条 この指針は、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「条例」という。）第9条の2第4項に基づく有害図書類の区分陳列に関する勧告及び条例第10条の2第4項に基づく有害がん具類等の区分陳列に関する勧告を行うに当たって行政指導指針を定めることにより、行政指導の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区分 有害図書類又は有害がん具類等（以下「有害商品」という。）を他の商品と明確に区切り、混在させないことをいう。
- (2) 陳列 商品を不特定多数の人の目に触れる状態におくことをいう。なお、特定の会員も不特定多数を含む。
- (3) 容易に監視することができる場所 レジ等の近くで店員等が容易に常時監視できる場所をいう。
- (4) 陳列場所の変更 有害商品の陳列場所を、区分ができ、かつ容易に監視することができる場所へ移動することなどをいう。
- (5) 陳列方法の改善 有害商品について、区分をして陳列し、あるいは容易に監視することができる場所へ陳列をし直すことなどをいう。

2 条例第9条の2第1項及び第10条の2第1項に規定する店内とは、ドア、シャッター等により区画されている店舗の内部のことをいい、店舗の軒下は含まない。

3 前2項に掲げるもののほかは、条例及び静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則（平成8年静岡県規則第65号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(有害商品の区分陳列方法)

第3条 条例第9条の2第1項に規定する有害図書類の陳列については、規則第2条の2各号で定める方法により区分をしなければならない。なお、適正な区分をして陳列がされているかどうかの判断は、店舗の規模、取り扱う図書類の種類及び量を考慮し行うこととする。

2 条例第10条の2第1項に規定する有害がん具類等が適正な区分をして陳列がされているかどうかの判断は、店舗の規模、取り扱うがん具類等の種類及び量を考慮し行うこととする。

(購入等禁止の掲示方法)

第4条 条例第9条の2第2項又は第10条の2第2項に規定する青少年の購入等禁止の

掲示については、青少年の見やすい場所、大きさを考慮し掲示されなければならない。
なお、適正な掲示がされているかどうかの判断は、店舗等の構造及び書架又は展示棚の構造等を考慮し行うこととする。

(指導・勧告の実施)

- 第5条 市長は、条例第9条の2第4項の規定に基づき、同条第1項に違反している者に対し、陳列場所の変更及び陳列方法の改善をすべきことを指導・勧告することができる。
- 2 市長は、条例第10条の2第4項の規定に基づき、同条第1項に違反している者に対し、陳列場所の変更及び陳列方法の改善をすべきことを指導・勧告することができる。
- 3 市長は、条例第9条の2第4項の規定に基づき、同条第2項に違反している者に対し、同項に規定する掲示をすべきことを指導・勧告することができる。
- 4 市長は、条例第10条の2第4項の規定に基づき、同条第2項に違反している者に対し、同行に規定する掲示をすべきことを指導・勧告することができる。
- 5 前各項に掲げる指導は、原則として口頭によって注意を促すものとし、勧告は、原則として文書によって行うものとする。
- 6 条例第9条の2第4項の規定による勧告は、14日以内の期限を定めて行うものとする。
- 7 条例第10条の2第4項に規定する勧告は、14日以内とする。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。